

お客様への大切なお知らせ

お客様の大切なご預金をお守りするため、宮崎信用金庫では以下のような手続きを定めております。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 受取証の交付について

当金庫では、職員がご自宅やお勤め先でお客様から現金、通帳、証書、払戻請求書等をお預かりする際には、受領事実や預かり事実を証するものとして、必ず専用の「受取証」を作成してお渡し致します。

「受取証」は必ずお受取りいただきますようお願い致します。

当金庫の職員が、専用の「受取証」以外の名刺やメモ等でお預かりすることは、絶対にありません。

専用の「受取証」は、お預かりした通帳・証書等をお客様へお返す際に引き換えに回収いたしますので、それまで大切に保管してください。

なお、通帳・証書等をお受取りの際には、その内容等について必ずご確認ください。

2. 現金お届け時のお取扱いについて

当金庫職員がお客様のご依頼で現金をお届けした際には、必ずその場でご確認のうえ、「受領証」にお客様の現金お受取りの確認のため、お届け印の押印をお願い致します。

3. ご署名等の代筆について

当金庫の職員は、契約書、各種預金申込書、払戻請求書等のお客様記入欄の代筆は行っておりません。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

お客様のご事情によりご記入ができない場合は、担当者にご相談ください。

お取引に関して、お尋ねの点がございましたら、当金庫お客様相談窓口までご連絡ください。

【お客様相談窓口】

担当部署： 宮崎信用金庫 コンプライアンス課

住 所： 宮崎市橘通東2丁目4番1号

電話番号： 0985(23)6866

(お電話の受付時間は、午前9時～午後5時迄です。)